

文学部

■ 国語教育学科 教職課程受講条件

受講許可基準	第1 Semester	入学時に「国語教員養成コース」を選択し、かつ、入学後に4月中に実施される「教職課程受講ガイダンス」に出席の上、受講申請書を期日までに提出していること(1)
	第2 Semester 終了時	累積GPA2.30以上であること
	第4 Semester 終了時	累積GPA2.50以上であること(2)
継続判定基準	第4 Semester 終了時 (3)	① 累積GPA2.50以上であること
	第6 Semester 終了時 (3)	① 累積GPA2.50以上であること ② 教育実習（事前指導）で「P評価」を得ていること ③ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目のうち、学科が指定する科目の単位を修得済みであること(4)

④「国語科指導法Ⅰ」を修得済みであること

- (1) 「教職課程の受講登録・継続申請」については当該ページを参照のこと。第3 Semester以降に教職課程の受講開始を希望する場合にも、受講登録の申請が必要である。
- (2) 第2 Semester終了時までには教職課程の受講や継続等に関する手続きを行いながら、第2 Semester終了時に受講許可基準を満たせなかった者は、指定の期日までに所定の手続きを行った場合に限り、第4 Semester終了時に再度受講判定を受けることができる。受講許可基準を満たした場合、第5 Semesterより教職課程の受講が認められる。ただし、単位修得状況によって卒業時期が遅くなる場合もある。
- (3) 第4 Semester・第6 Semester終了時にこの基準を満たした者は、第7 Semester以降に教育実習を行うことができる。基準を満たせなかった場合は、「国語教員養成コース」を継続することは可能だが、教育実習を行うことができず、卒業時に教員免許状を取得することができない。
- (4) 学科が指定する科目については、ガイダンス等での指示に従うこと。

「特別活動の理論と方法（中・高）」「教育実習」「教職実践演習」を除く「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであること

■ 英語教育学科 教職課程受講条件

受講許可基準	第1 Semester	入学時に「英語教員養成コース」を選択し、入学後に4月中に実施される「教職課程受講ガイダンス」に出席の上、受講申請書を期日までに提出していること(1)
	第2 Semester 終了時 (2)(3)	① 「ELF102」までの単位を修得していること ② 累積GPAが2.00以上であること
継続判定基準	第6 Semester 終了時 (4)	① IELTS5.5以上、TOEIC® L&R700点以上、TOEFLiBT70以上、英検準1級以上のいずれかを取得していること。あるいは、累積GPAが2.40以上であること ② 「教育実習（事前指導）」で「P評価」を得ていること ③ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目のうち、学科が指定する科目の単位を修得済みであること(5)

④「英語科指導法Ⅰ」を修得済みであること

- (1) 「教職課程の受講登録・継続」については当該ページを参照のこと。第2 Semester以降に教職課程の受講開始を希望する場合にも、受講登録の申請が必要である。
- (2) 第2 Semester終了時にELFコミュニケーションコースから英語教員養成コースにコース変更する場合、この継続判定基準を満たしていることが必要である。なお、コースを変更すると卒業要件が変わるので注意すること。
- (3) 第2 Semester終了時に継続判定基準を満たせなかった場合、指定の期日までに所定の書類を提出すれば、第4 Semesterの終了時に再度受講判定を受けることができる。その際の基準は、第2 Semester終了時の継続判定基準と同一のものをを用いる。第4 Semester終了時に受講許可基準を満たした場合、第5 Semesterより教職課程の受講ができる。ただし、卒業が1年以上延長される。
- (4) 第6 Semester終了時にこの継続判定基準を満たした者は、第7 Semester以降に教育実習を行うことができる。基準を満たせなかった場合は、教育実習を行うことができず、卒業時に教員免許状を取得することができない。
- (5) 学科が指定する科目については、ガイダンス等での指示に従うこと。

「特別支援教育」「特別活動の理論と方法（中・高）」「教育実習」「教職実践演習」を除く「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得済みであること